

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、西東京市の北東、西武池袋線保谷駅北口より約 400m に位置し、都市化が進む駅周辺地域における貴重な緑であるとともに、武蔵野の面影を残す屋敷林として非常に貴重な空間となっています。これを将来に継承するため、西東京市は、平成 24 (2012) 年 11 月に特別緑地保全地区として指定し、平成 29 (2017) 年度までに所有者より約 1.1 ヘクタールの用地を段階的に取得しました。

特別緑地保全地区指定の基本方針でもある保全に加え、地域資源として有効活用するための計画を策定していく必要があることから、平成 31 (2019) 年 1 月に、その礎となる「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針」を策定し、特別緑地保全地区の新たな保全活用に向けた一歩を踏み出し、保全活用の基本方針を実現するためのプロセスとして、実証実験、活用、価値の評価を同時進行で進めてきたところです。

(2) 計画の目的

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、屋敷林として人の手が加えられ活用されることにより、保全されてきました。これを将来に継承するには、所有者である西東京市、市民、専門家が連携しながら、保全と活用を一体のものとして捉え、取組を実施していく必要があります。

本計画は、下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する知見を整理し現状を把握するとともに、下保谷四丁目特別緑地保全地区の目指す姿を考察し、今後の保全活用のための基本計画を定めることを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、下保谷四丁目特別緑地保全地区を西東京市、市民、専門家等のさまざまな主体が連携しながら保全活用していくにあたり指針とするものであり、下保谷四丁目特別緑地保全地区で今後実施される個別事業はこれに準じたものとします。

策定にあたっては、「西東京市総合計画」や「西東京市都市計画マスタープラン」、「西東京市みどりの基本計画」を考慮しつつ、市民からの意見も取り入れたものとします。

(4) 計画の対象期間

本計画は、令和 4 (2022) 年度から計画対象期間とし、概ね 10 年を目途として見直しを行うこととします。なお、5 年を目途として検証を行います。

(5)計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、下保谷四丁目特別緑地保全地区全域とします。ただし、対象地域の保全活用にあたっては、下保谷四丁目特別緑地保全地区を点とした取組だけでなく、周辺地域の地域資源や活動を結びつけながら一体的に進めるものとします。

■下保谷四丁目特別緑地保全地区および周辺地区の概要

